

議案第 110 号

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 30 年 9 月 13 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

伊賀市建築基準法等関係手数料条例（平成 16 年伊賀市条例第 204 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条を第 18 条とし、第 16 条を第 17 条とする。

第 15 条第 1 号の表備考中「第 13 条第 1 号」を「第 14 条第 1 号」に改め、同条第 2 号の表備考中「第 13 条第 2 号」を「第 14 条第 2 号」に改め、同条第 3 号の表中「第 15 条第 1 号」を「第 1 号」に、「第 15 条第 2 号」を「前号」に改め、同表備考中「第 13 条第 3 号」を「第 14 条第 3 号」に改め、同条を第 16 条とする。

第 14 条第 3 号の表中「第 14 条第 1 号」を「第 1 号」に、「第 14 条第 2 号」を「前号」に改め、同条を第 15 条とする。

第 13 条第 3 号の表中「第 13 条第 1 号」を「第 1 号」に、「第 13 条第 2 号」を「前号」に改め、同条を第 14 条とする。

第 12 条第 3 号の表中「第 12 条第 1 号」を「第 1 号」に、「第 12 条第 2 号」を「前号」に改め、同条を第 13 条とする。

第 11 条を第 12 条とし、第 10 条を第 11 条とし、第 9 条を第 10 条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料）

第 9 条 法第 43 条第 2 項第 1 号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査の手数料の額は、1 件につき 27,000 円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。